鳥取県告示第466号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	旧比に依る尹耒州の名称	の所在地	した年月日	リーころの理規
社会福祉法人鳥取	鳥取市社会福祉協議会鳥	鳥取市富安二丁目	平成21年5月15日	介護予防訪問介
市社会福祉協議会	取事業所	96		護
会長 石谷 雅文				
"	鳥取市社会福祉協議会河	鳥取市河原町渡一	n,	IJ
	原事業所	木277-1		
"	鳥取市社会福祉協議会佐	鳥取市佐治町加瀬	II	JJ
	治事業所	木2171-2		
"	鳥取市社会福祉協議会鹿	鳥取市鹿野町今市	II	II
	野事業所	651 - 1		
"	鳥取市社会福祉協議会青	鳥取市青谷町善田	II.	II.
	谷事業所	31 – 1		